住宅・建築施策に関する提言

良好な住宅の供給及び管理体制の整備等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

１．住宅及び建築物の耐震化を促進するため、耐震診断や耐震改修工事に係る財政措置を拡充すること。

２．地域住民の安全確保等の観点から、管理放棄された空き家等の解体・除去事業に対する財政措置を充実するとともに、都市自治体が行う空き家等の有効活用に資する施策を積極的に支援すること。

３．公営住宅の建替事業等に係る社会資本整備総合交付金については、適切な財政措置を講じること。

４．民間賃貸住宅の空き部屋を有効活用するため、低所得者が公営住宅の代替として公営住宅の基準を満たした民間賃貸住宅に入居した場合の支援策を講じること。

５．住宅・建築物アスベスト改修事業に係る財政措置を拡充すること。

６．住宅新築資金等貸付助成事業への支援

（１）住宅新築資金等貸付事業については、補助要件を緩和すること。

また、貸付事業を行った市町村の実態把握に努めるとともに、貸付金の償還完了まで必要な財政措置を講じること。

（２）住宅新築資金等貸付事業における償還業務について、償還指導等に係る住民情報及び資産情報等を円滑に取得できるよう関係法令を整備すること。